

# 合併協議会だより

平成16年11月24日(水)開催の**第2回合併協議会**において、23協  
定項目が決定されました。

## 協議事項

新町の名称及び事務所の位置については、その決定方法が決定され、第3回合併協議会  
で協議することとなりました。

### 協議第11号 新町の名称の決定方法について

- 1 新町の名称の選定に当たっては、住民公募は行わない。
- 2 新町の名称については、地域の歴史、文化、地理的イメージ、知名度等を考慮し、合併協議会で決定する。

### 協議第12号 新町の事務所の位置の決定方法について

- 1 新町の事務所は、現庁舎を活用することとし、分庁方式とする。
- 2 新町の事務所の位置は、住民の利便性等を考慮し、合併協議会で決定する。

## 協議事項(決定された協定項目)

### 協議第13号 協定項目10 地方税の取扱いについて

- 1 個人市町村民税
  - (1) 均等割の税率については、標準税率の3,000円とする。
  - (2) 所得割の税率については、2村で同一のため、現行のとおりとする。
  - (3) 特別徴収、普通徴収の納期については、2村で同一のため、現行のとおりとする。
  - (4) 減免については、2村で同一のため、現行のとおりとする。
- 2 法人市町村民税
  - (1) 均等割、法人税割の税率は、2村で同一のため、現行のとおりとする。
  - (2) 減免については、合併時に再編する。
- 3 固定資産税
  - (1) 税率については、2村で同一のため、現行のとおりとする。
  - (2) 納期については、2村で同一のため、現行のとおりとする。
  - (3) 減免については、2村で同一のため、現行のとおりとする。

#### 4 軽自動車税

- (1) 税率については、2村で同一のため、現行のとおりとする。
- (2) 納期については、合併時に統合する。
- (3) 減免については、2村で同一のため、現行のとおりとする。

#### 5 市町村たばこ税

- (1) 税率については、2村で同一のため、現行のとおりとする。

#### 6 鉱産税

- (1) 税率については、2村で同一のため、現行のとおりとする。
- (2) 課税免除については、2村で同一のため、現行のとおりとする。
- (3) 納期については、2村で同一のため、現行のとおりとする。

#### 7 特別土地保有税

- (1) 徴収猶予分は、新町に引き継ぐ。

#### 8 入湯税

- (1) 税率については、2村で同一のため、現行のとおりとする。
- (2) 課税免除は、合併時に再編する。
- (3) 徴収方法については、2村で同一のため、現行のとおりとする。

#### **協議第14号** 協定項目11 財産の取扱いについて

2村の所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。

#### **協議第15号** 協定項目13 条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- 1 合併と同時に町長職務執行者の専決処分等により、即時制定し、施行させるもの。
- 2 合併後、一定の地域に暫定的に施行させるもの。
- 3 合併後逐次制定し、施行させるもの。

#### **協議第16号** 協定項目15 一部事務組合等の取扱いについて

- 1 都幾川、玉川水道企業団については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日に全ての事務及び財産を新町に引き継ぐ。また、一般職の職員は、新町の職員として引き継ぐものとする。

- 2 小川地区衛生組合、比企広域市町村圏組合、埼玉県市町村職員退職手当組合、埼玉県市町村消防災害補償組合、埼玉県市町村交通災害共済組合、彩の国さいたま人づくり広域連合については、2村は、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に参加する。

**協議第17号 協定項目16 使用料、手数料等の取扱いについて**

- 1 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、可能な限り速やかに統合を図る。
- 2 占用料については、原則として合併時に再編する。
- 3 手数料については、2村におけるこれまでの料金改定の経緯や、受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統合する。

**協議第18号 協定項目17 公共的団体等の取扱いについて**

共通の目的を持ち、2村合併により一体性が必要とされる公共的団体については、特別の事情がある場合を除き、各団体の事情を尊重しながら、統合又は再編するよう調整に努めるものとする。

**協議第19号 協定項目18 補助金、交付金等の取扱いについて**

補助金、交付金等については、2村における従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、公益性、有効性、公平性の観点から見直しを図り、次の方針により調整する。

- 1 2村で同一あるいは、同種の団体に対する補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、できるだけ早い機会に統合の方向で調整する。
- 2 2村独自の補助金等については、従来の経緯、実績を尊重し、新町全体の均衡を保つように調整する。
- 3 事業の方向性を考慮し、整理、統合できる補助金等については、各担当課により統合又は廃止の方向で調整する。

**協議第20号 協定項目19 字名の取扱いについて**

字の区域及び名称については、原則として現行のとおりとする。

**協議第21号 協定項目20 慣行の取扱いについて**

- 1 村章、村の花等、村民憲章、宣言、村表彰等については、新町において再編する。
- 2 名誉村民制度については、新町において再編する。
- 3 村長の主催する儀式(行事)については、新町において再編する。

**協議第22号 協定項目21 行政区(行政連絡機構)の取扱いについて**

- 1 区長会との連絡調整については、現行のとおりとし、合併後に区長会と協議する。
- 2 行政区については、現行の名称及び区域を新町に引き継ぎ、その後調整する。

**協議第23号 協定項目22-1 人権政策事業の取扱いについて**

- 1 国連10年行動計画・実施計画については、合併後、速やかに新たな計画を策定する。
- 2 同和対策(行政・教育)基本方針については、合併後、速やかに再編する。
- 3 人権尊重の村宣言については、合併後、新町において再編する。

**協議第24号 協定項目22-2 女性政策事業の取扱いについて**

男女共同参画計画に関することは、合併後、速やかに再編する。

**協議第25号 協定項目22-3 電算システム事業の取扱いについて**

電算システム事業の取扱いについては、住民サービスの低下を招かないよう、合併時に電算システムの統合を図るものとする。

- 1 住民情報システムは、合併時に統合する。
- 2 住民情報システム以外のシステムについては、各事務事業の一元化作業により調整を図る。

**協議第26号 協定項目22 - 4 情報公開、個人情報保護制度の取扱いについて**

- 1 情報公開、個人情報保護制度については、合併時に再編する。
- 2 情報公開・個人情報保護審査会及び情報公開・個人情報保護審議会については、合併時に再編する。

**協議第27号 協定項目22 - 5 広報広聴事業の取扱いについて**

- 1 広報紙は、月1回発行とし、発行日及び配布方法は合併時に再編する。
- 2 ホームページは、合併時に再編する。
- 3 要覧については、合併後1年を目途に再編する。
- 4 村長への手紙・Eメール・村政モニター制度については、合併時に再編する。

**協議第28号 協定項目22 - 6 国際交流、広域交流事業の取扱いについて**

- 1 国際交流に関する事務の負担金については、合併時まで調整する。
- 2 海外派遣事業については、合併後速やかに再編する。

**協議第29号 協定項目22 - 7 消防、防災事業の取扱いについて**

- 1 消防事業
  - 2 村に設置されている消防団は、合併時に再編する。
- 2 防災事業
  - (1) 地域防災計画については、合併後速やかに策定する。なお、策定までの間は、2村の計画により運用する。
  - (2) 防災会議については、合併時に再編する。
  - (3) 災害対策本部については、合併時に再編する。
  - (4) 防災行政無線については、現行のとおりとする。なお、合併後段階的に再編する。
  - (5) 防災訓練については、訓練の実施方法及び内容等、合併後速やかに再編する。

**協議第30号 協定項目22 - 8 交通対策事業の取扱いについて**

- 1 鉄道会社に対する要望活動については、新町に引き継ぐものとする。
- 2 バスの運行については、合併後速やかに再編する。それまでの間は現行のとおりとする。
- 3 交通安全計画については、合併後速やかに新町交通安全計画を策定する。それまでの間は、現行のとおりとする。

**協議第31号 協定項目22 - 24 水道事業の取扱いについて**

- 1 水道料金等については、現行のとおりとする。但し、水道使用証明手数料については、合併時に両村の証明手数料に合わせる。
- 2 後野地区簡易給水施設については、合併後上水道事業に編入する。
- 3 西ノ沢簡易水道、大野簡易水道、七重簡易水道においては、合併後、再整備を進める。

**協議第32号 協定項目22 - 26 学校教育事業の取扱いについて**

- 1 教育委員に関することは、合併時に再編する。
- 2 学校の施設整備計画は、合併時までに各小中学校の現状を把握し、合併後現行の整備計画をもとに中長期計画を作成し対応する。
- 3 奨学資金は、合併時までに再編する。
- 4 要保護・準要保護児童生徒の就学援助は、合併時に再編する。
- 5 特殊教育児童生徒の就学補助は、合併時に再編する。
- 6 遠距離通学費補助は、合併後に再編する。当面は現行のとおりとする。基準については、通学区域の見直しに併せて検討する。
- 7 小・中学校通学区域設定に関することは、合併後に再編する。当面は現行のとおりとするが、弾力的な運用に努める。また、児童生徒数の動向を踏まえ、新町において速やかに小中学校の適正規模、適正配置の検討と併せて通学区の見直しを行う。
- 8 語学指導助手に関することは、合併時に再編する。
- 9 スクールバスの管理運営に関することは、合併後に再編する。当分の間は現行のとおりとし、合併後新町において、通学区域の見直しと併せて検討する。
- 10 就園奨励費援助は、合併時までに再編する。
- 11 私立幼稚園園児保護者補助金は、合併時までに再編する。
- 12 学校給食の実施は、合併翌年度当初より統合する。
- 13 給食会計は、合併後速やかに統合する。

**協議第33号 協定項目22 - 27 生涯学習事業の取扱いについて**

- 1 生涯学習推進計画については、合併後、新町において速やかに計画を策定する。
- 2 生涯学習推進体制については、合併時は、現行のとおりとし、推進計画策定後、改めて体制の整備を図る。
- 3 生涯学習施設については、新町において引き続き管理運営する。
- 4 社会教育委員については、合併時に再編する。
- 5 社会教育関係団体については、団体の意向を踏まえ、合併後速やかに再編する。なお、それまでの間は現行のとおりとする。
- 6 成人式については、合併後速やかに再編する。
- 7 芸術文化については、現行のとおりとし、合併後再編する。
- 8 同和教育をはじめとする人権教育推進事業については、新町に引き継ぎ実施することとし、内容については、合併後速やかに再編する。
- 9 体育協会については、団体の意向を踏まえ、合併後速やかに再編する。なお、それまでの間は、現行のとおりとする。
- 10 スポーツ少年団については、団体の意向を踏まえ、合併後速やかに再編する。なお、それまでの間は現行のとおりとする。
- 11 体育指導委員については、合併時に再編する。
- 12 体育祭事業については、合併後速やかに再編する。なお、それまでの間は、現行のとおりとする。
- 13 生涯スポーツ大会については、合併後速やかに再編する。なお、それまでの間は、現行のとおりとする。
- 14 社会体育施設管理運営については、合併時に再編する。
- 15 公民館設置運営については、合併時に再編する。
- 16 公民館運営審議会については、合併時に再編する。
- 17 公民館事業開催業務については、合併後速やかに再編する。なお、それまでの間は、現行のとおりとする。
- 18 図書館の設置運営については、合併時に再編する。

**協議第34号 協定項目22 - 28 文化財保護事業の取扱いについて**

- 1 文化財保護審議会については、合併時に再編する。
- 2 国県村指定文化財については、現行のまま新町に引き継ぐものとする。
- 3 指定文化財保存事業への補助金については、合併後速やかに再編する。なお、それまでの間は現行のとおりとする。
- 4 行政文書の収集、整理、保存については、合併後速やかに再編する。
- 5 博物館関連施設の管理運営については、新町に引き継ぐものとする。

**協議第35号** 協定項目22 - 29 コミュニティ事業の取扱いについて  
コミュニティ協議会に関することについては、合併後速やかに統合する。

## 報告事項

**報告第6号**  
都幾川村・玉川村合併協議会会議録等の公開に関する要領の制定について

## 都幾川村・玉川村合併協議会開催予定

### 第3回合併協議会

平成16年12月13日(月)

場 所 玉川村中央公民館2階

### 第4回合併協議会

平成16年12月21日(火)

場 所 都幾川村中央公民館3階

傍聴については事務局へ問合せください。  
開催時間はいずれも14時00分です。  
都合により、変更になる場合があります。  
なお、傍聴定員は原則30名以内で開催いたしますので、ご協力をお願いいたします。

## インフォメーション

### お知らせ

都幾川村・玉川村合併協議会では  
暫定のホームページを開設しました。

<アドレス>

<http://www.tokitama.jp>

<内容>

- 1 合併協議会会議資料
- 2 合併協議会会議録
- 3 合併協定項目協議状況

上記の内容については暫定版での内容です。

### 都幾川村・玉川村合併協議会

編集・発行 都幾川村・玉川村合併協議会事務局

〒355-0396 比企郡都幾川村大字桃木32番地(都幾川村役場内)

TEL090 - 8645 - 4361

090 - 4374 - 5165

ホームページ <http://www.tokitama.jp>